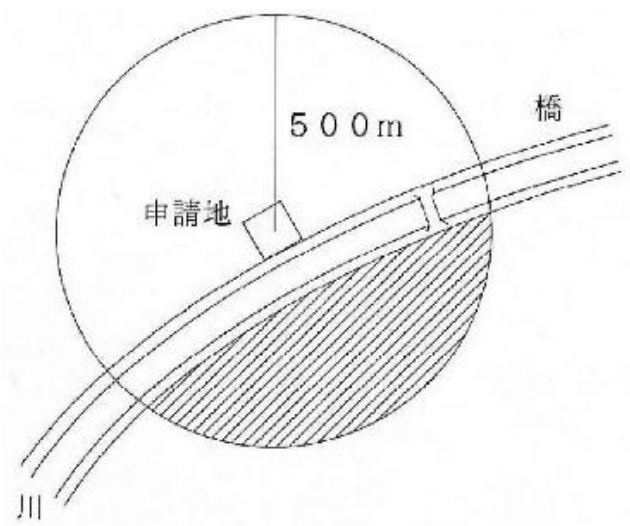

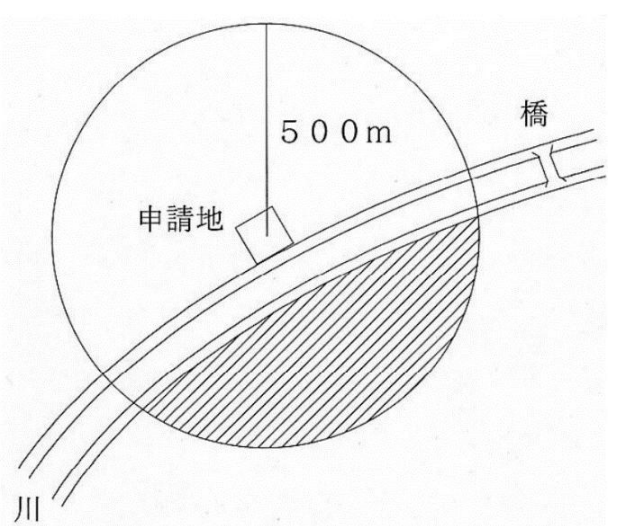
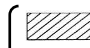


正 誤 表

対象箇所	正	誤
<p>法 34 条第 14 号 提案基準 21 立地基準編 P.86,87</p>	<p><留意事項></p> <p>ア 既存建築物が、農業の用に供されている倉庫で、その立地場所が農業振興地域の農用区域内にある農地(いわゆる農地ゾーン)に囲まれているとみなされる場合は、要件2(1)の対象としない。</p> <p>イ 要件2(3)かっこ書の「日常生活に必要な店舗」とは法第34条第1号に係る審査基準の要件1に規定する店舗の業種(自動車修理工場等店舗に該当しないものは除く)をいい、「飲食店」とは法第34条第9号に係る審査基準の要件2(2)に規定する日本標準産業分類による中分類76の「飲食店」をいう。(小分類760「管理、補助的経済活動を行う事業所」、765「酒場、ビヤホール」及び766「バー、キャバレー、ナイトクラブ」並びに細分類7622「料亭」を除く。)</p> <p>ウ 要件2(4)ウただし書の「周辺の土地利用状況に照らし、環境の保全等に支障がないと考えられる位置」とは、周辺に工場等が集積している地区又は国道、主要県道等の沿道地区等で、周辺地域における居住環境等に支障がないと認められる位置をいう。</p> <p>エ 要件5(2)アの「敷地が大規模」とは、敷地の面積が1000平方メートル以上をいい、「一部」とは500平方メートル以上をいう。</p> <p>また、「存置される既存建築物は開発区域内に建築される一戸建専用住宅と不調和でないこと」とは、存置される既存建築物</p>	<p><留意事項></p> <p>ア 既存建築物が、農業の用に供されている倉庫で、その立地場所が農業振興地域の農用区域内にある農地(いわゆる農地ゾーン)に囲まれているとみなされる場合は、要件3(1)の対象としない。</p> <p>イ 要件3(3)かっこ書の「日常生活に必要な店舗」とは法第34条第1号に係る審査基準の要件1に規定する店舗の業種(自動車修理工場等店舗に該当しないものは除く)をいい、「飲食店」とは法第34条第9号に係る審査基準の要件2(2)に規定する日本標準産業分類による中分類76の「飲食店」をいう。(小分類760「管理、補助的経済活動を行う事業所」、765「酒場、ビヤホール」及び766「バー、キャバレー、ナイトクラブ」並びに細分類7622「料亭」を除く。)</p> <p>ウ 要件3(4)ウただし書の「周辺の土地利用状況に照らし、環境の保全等に支障がないと考えられる位置」とは、周辺に工場等が集積している地区又は国道、主要県道等の沿道地区等で、周辺地域における居住環境等に支障がないと認められる位置をいう。</p> <p>エ 要件6(2)アの「敷地が大規模」とは、敷地の面積が1000平方メートル以上をいい、「一部」とは500平方メートル以上をいう。</p> <p>また、「存置される既存建築物は開発区域内に建築される一戸建専用住宅と不調和でないこと」とは、存置される既存建築物</p>

	<p>が、法第9条第5項に規定する第1種住居地域において立地可能なもの又は計画地の住環境に支障を及ぼさないと認められるもので、かつ、存置部分の土地利用にゆとりがあり、周辺地域と調和していると認められる場合をいう。</p> <p>オ 既存建築物の用途変更による再活用で増改築を伴う場合、要件<u>3</u>のうち建蔽率、容積率及び高さについて、法第42条第1項ただし書又は法第43条第1項により許可するときは法第79条の規定による許可条件として付加し、当該建替等に併せて形質の変更による開発行為を行うとき又は要件<u>5</u>(1)によるときは法第41条第1項の規定による制限として付加する。</p> <p>カ 区画の分割を伴う開発行為を行う場合、要件<u>5</u>(2)イ及びウで定める事項について、法第41条第1項の規定による制限として付加する。</p>	<p>が、法第9条第5項に規定する第1種住居地域において立地可能なもの又は計画地の住環境に支障を及ぼさないと認められるもので、かつ、存置部分の土地利用にゆとりがあり、周辺地域と調和していると認められる場合をいう。</p> <p>オ 既存建築物の用途変更による再活用で増改築を伴う場合、要件4のうち建蔽率、容積率及び高さについて、法第42条第1項ただし書又は法第43条第1項により許可するときは法第79条の規定による許可条件として付加し、当該建替等に併せて形質の変更による開発行為を行うとき又は要件6(1)によるときは法第41条第1項の規定による制限として付加する。</p> <p>カ 区画の分割を伴う開発行為を行う場合、要件6(2)イ及びウで定める事項について、法第41条第1項の規定による制限として付加する。</p>
--	--	---

<p>法第 34 条第 1 号 解説編 P.14</p>	<p>図2 地形地物により分断されていない例</p>  <p>〔  に存する住戸の居住者が対象区域を直接通行して申請地に到達できるため、対象区域内に住戸が存している。 〕</p>	<p>図2 地形地物により分断されていない例</p>  <p>〔  に存する住戸の居住者が対象区域を直接通行して申請地に到達できるため、対象区域内に住戸が存している。 〕</p>
<p>都市計画法第 4 3 条 の適用が除外される 建築(建設)行為等 適用除外編 P.42</p>	<p>令第 3 5 条 法第 4 3 条第 1 項第 5 号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。 一 既存の建築物の敷地内において行う車庫、物置その他これらに類する附属建築物の建築 二 建築物の改築又は用途の変更で当該改築又は用途の変更に係る床面積の合計が 10 平方メートル以内であるもの</p>	<p>令第 3 5 条 法第 4 3 条第 1 項第 5 号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。 一 既存の建築物の敷地内において行う車庫、物置その他これらに類する附属建築物の建築 二 建築物の改築又は用途の変更で当該改築又は用途の変更に係る床面積の合計が 10 平方メートル以内であるもの</p>